

# 第8次 青森県保健医療計画 の策定の考え方（案）

令和5年9月19日  
青森県健康福祉部

# 第8次青森県保健医療計画の策定の考え方

## 1 第8次医療計画（国の考え方）

- (1) 医療計画の概要
- (2) 医療計画に関する体系
- (3) 第8次計画の作成指針の方向性
- (4) 第8次計画の作成指針の具体的な内容

## 2 第7次（現在）青森県保健医療計画の概要

- (1) 計画の位置づけ
- (2) 計画の概要

## 3 第8次青森県保健医療計画の策定（案）

- (1) 策定のポイント（案）
- (2) 構成（案）
- (3) 第7次計画の評価（案）
- (4) 5疾病・6事業及び在宅医療（案）

## 4 第8次青森県保健医療計画策定の手順

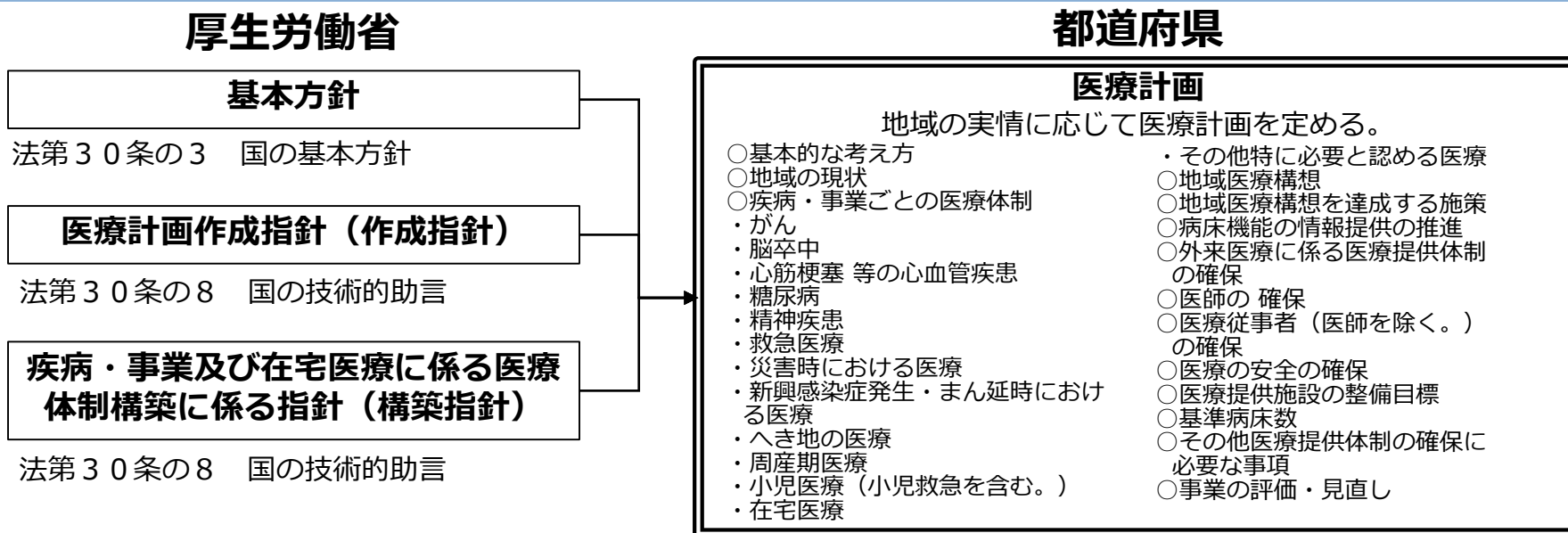
- (1) 策定の体制
- (2) 策定のスケジュール

# 第8次医療計画（国の考え方）①

## 医療計画の概要

- 各都道府県が、厚生労働大臣が定める基本方針に即して、かつ、**地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定。**
- 医療提供の量（病床数）を管理するとともに質（医療連携・医療安全）を評価。
- 医療機能の分化・連携（「医療連携」）を推進することにより、急性期から回復期、在宅療養に至るまで、地域全体で切れ目なく必要な医療が提供される「地域完結型医療」を推進。
- 地域の実情に応じた**数値目標を設定し、PDCAの政策循環を実施。**

## 医療計画に関する体系



# 第8次医療計画（国の考え方）②

## 第8次計画の作成指針の方向性

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により浮き彫りとなった**地域医療の様々な課題に対応**するとともに、**人口構造の変化への対応**を図る。
- 新たな事業として「**新興感染症発生・まん延時における医療**」に関する事項を追加。
- 第7次計画期間中に追加した「医師確保計画」「外来医療計画」についても第8次医療計画の策定と併せて見直しを行う。

## 第8次計画の作成指針の具体的な内容

- 施策の検討及び評価の際には**ロジックモデル等のツールの活用**の検討
- 令和3年の医療法改正により、第8次医療計画から医療計画の記載事項として、**新興感染症発生・まん延時における医療に関する事項**の追加
- 平成30年医療法改正により、医療計画の記載事項として「**外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項**」の追加
- その他の医療に、「**慢性閉塞性肺疾患（COPD）対策**」、「**慢性腎臓病（CKD）対策**」の追加
- 医師確保計画策定ガイドラインを踏まえた見直し

### 【参考：国の通知等】

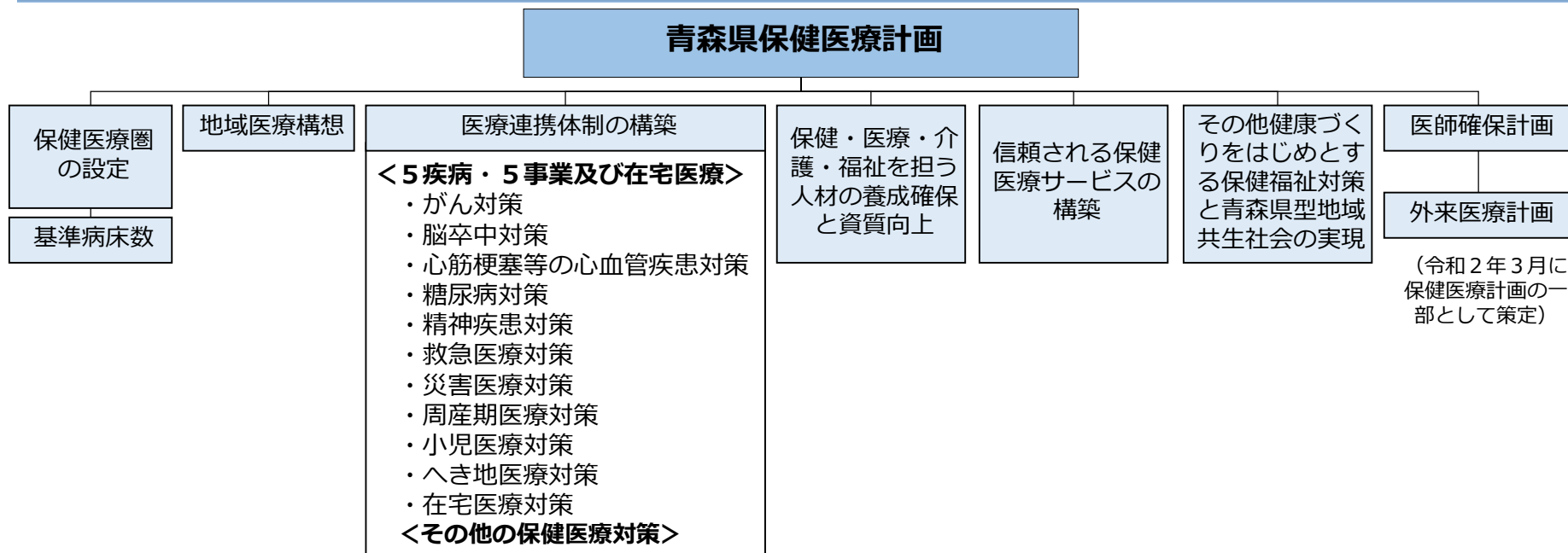
- ・医療提供体制の確保に関する基本方針の一部を改正する件の公布等について（令和5年5月26日医政発第0526第21号）
- ・医療計画について（令和5年3月31日医政発第0331第16号（令和6年6月15日改正））
- ・疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について（令和5年3月31日医政地発0331第14号（令和5年6月29日改正））
- ・医療計画と各計画との一体的策定について（令和5年3月31日事務連絡）

# 第7次青森県保健医療計画の概要

## 計画の位置づけ

- 医療法第30条の4第1項に定める「医療計画」であり、**本県の保健医療に関する基本計画**
- 県のほか、それぞれの主体が、役割に応じて、保健・医療分野の取組を進める基本方針
- 計画期間は、**平成30年度から令和5年度までの6年間**
- 在宅医療その他必要な事項について、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画を変更

## 計画の概要



# 第8次青森県保健医療計画の策定（案）①

## 策定のポイント

### 二次保健医療圏の検討

- ・人口構造、患者の受療の状況、医療提供施設の分布などを踏まえて、二次保健医療圏の設定を検討する。

### 基準病床数の見直し

- ・病床の適正配置を促進し、入院医療を確保するため、療養病床及び一般病床、精神病床、結核病床、感染症病床を見直す。

### 外来医療に関する事項の追加

- ・外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進など外来医療に関する事項を追加する。

### 5疾病・6事業及び在宅医療

- ・地域において良質かつ適切な医療を切れ目なく効率的に提供するため、引き続き5疾病・6事業及び在宅医療の医療連携体制を定める。

### 新興感染症発生・まん延時における医療の追加

- ・国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、又はそのおそれがあるときにおける医療を追加する。

### 慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病の追加

- ・慢性閉塞性肺疾患（COPD）、慢性腎臓病（CKD）をその他の保健医療対策に追加する。

### 政策循環の仕組みの強化

- ・アウトプットだけでなくアウトカムに対して、どのようなインパクトを与えたかなど、施策及び事業の評価及び改善を行い、政策循環を強化する。
- ・施策の検討及び評価の際にはロジックモデルを活用する。

# 第8次青森県保健医療計画の策定（案）②

## 構成

現在の青森県保健医療計画（平成30年）

### 第1編 総論

- 第1章 計画の基本的な考え方
- 第2章 地域医療構想
- 第3章 本県の医療の概況
- 第4章 保健医療圏の設定と基準病床数

### 第2編 各論

- 第1章 医療連携体制の構築
  - 第1節 がん対策
  - 第2節 脳卒中対策
  - 第3節 心筋梗塞等の心血管疾患対策
  - 第4節 糖尿病対策
  - 第5節 精神疾患対策
  - 第6節 救急医療対策
  - 第7節 災害医療対策
  - 第8節 周産期医療対策
  - 第9節 小児医療対策(小児救急を含む)
  - 第10節 へき地医療対策
  - 第11節 在宅医療対策
  - 第12節 多様な役割分担・連携の推進
  - 第13節 歯科対策
  - 第14節 その他の保健医療対策

- 第2章 保健・医療・介護・福祉を担う人材の養成確保と資質の向上
- 第3章 信頼される保健医療サービスの構築
- 第4章 その他健康づくりをはじめとする保健福祉対策と青森県型地域共生社会の実現

### 第3編 地域編

見直し後の青森県保健医療計画（案）

### 第1編 総論

- 第1章 計画の基本的な考え方
- 第2章 地域医療構想
- 第3章 外来医療計画
- 第4章 本県の医療の概況
- 第5章 保健医療圏の設定と基準病床数

### 第2編 各論

- 第1章 医療連携体制の構築
  - 第1節 がん対策
  - 第2節 脳卒中対策
  - 第3節 心筋梗塞等の心血管疾患対策
  - 第4節 糖尿病対策
  - 第5節 精神疾患対策
  - 第6節 救急医療対策
  - 第7節 災害医療対策
  - 第8節 新興感染症発生・まん延時における医療対策
  - 第9節 へき地医療対策
  - 第10節 周産期医療対策
  - 第11節 小児医療対策(小児救急を含む)
  - 第12節 在宅医療対策
  - 第13節 歯科対策
  - 第14節 その他の保健医療対策
    - 慢性閉塞性肺疾患（COPD）対策（追加）
    - 慢性腎臓病（CKD）対策（追加）
  - 第15節 多様な役割分担・連携の推進
- 第2章 人材の養成確保と資質の向上
- 医師確保計画追加
- 第3章 信頼される保健医療サービスの構築
- 第4章 保健・医療の総合的な取組

# 第8次青森県保健医療計画の策定（案）③

## 第7次計画の評価（案）

- 青森県保健医療計画（第8次計画）の見直しにあたっては、前計画（第7次計画）を評価のうえ、現状や課題を分析する。
- 前計画（第7次計画）で数値などの具体的な目標が設定された指標は、6段階（①改善（目標達成）、②改善（目標未達成）、③変化なし（目標達成）、④変化なし（目標未達成）、⑤悪化、⑥評価困難）で評価する。
- 5疾病・5事業及び在宅医療に関しては、指標の評価のほか、全体的な評価も実施する。

評価		内容
①	改善	○現在値が、策定時の指標を上回り、目標値に達している場合 <b>策定時 &lt; 目標値 ≤ 現状値</b>
②		○現状値が、策定時の指標を上回っているが、目標値に達していない場合 <b>策定時 &lt; 現状値 &lt; 目標値</b>
③	変化なし	○現状値が、策定時の指標と目標値が同じ場合（目標は現状維持） <b>現状値 = 策定時 = 目標値</b>
④		○現状値が、策定時の指標と同じで、かつ、目標値に達していない場合 <b>現状値 = 策定時 &lt; 目標値</b>
⑤	悪化	○現状値が、策定時に比べて目標値から遠ざかっている場合 <b>現状値 &lt; 策定時 ≤ 目標値</b>
⑥	評価困難	○進捗の判断ができない場合 など



# 第8次青森県保健医療計画の策定（案）④

## 5 疾病・6事業及び在宅医療（案）

### 【第1 現状と課題】

- 5疾病・6事業及び在宅医療等の医療連携体制については、基本方針、作成指針等に基づき、かつ、患者や住民にわかりやすいように現状と課題を記載。
- 住民の健康状態や患者の状態、受療動向に関する情報、医療資源・連携等に関する情報に基づき、地域の医療提供体制等の現状を記載。



第・節・・・対策

第1 現状と課題

○・・・は、・・・人（全国平均・・・）で、全国最下位となっている。  
○・・・の医療提供体制は、・・・・・・・・・・・・。  
○・・・は、・・・・・・・・・・・・。

1・・・  
(1)・・・の患者の状況  
・・  
・・

・・・・・・・・・・の推移



- 最初に箇条書きで青森県の「現状と課題」のポイントに記載。
- ポイントは県民等にお知らせしたい内容を記載。

- ポイントで記載した事項を簡潔に文章で説明。
- 現在の計画より文章を短くし、推移や全国との比較等、グラフや表を挿入し、わかりやすく。

# 第8次青森県保健医療計画の策定（案）⑤

## 【第2 施策の方向】

- アウトプット（施策及び事業の結果）だけでなくアウトカム（住民の健康状況や患者の状態といった成果）に対して、どのようなインパクトを与えたかなど、施策及び事業の評価及び改善を行い、政策循環を強化。
- 施策の検討及び評価の際にはロジックモデルを活用。

第2 施策の方向

【目的】

- ・・・による死亡者の減少

【施策の方向性】

- ・・・予防対策の推進
- ・・・の医療体制の構築
- .....

1 施策の方向性

(1)・・・予防対策の推進

- .....（県、医療機関、.....）。
- .....（.....）。
- .....（.....）。

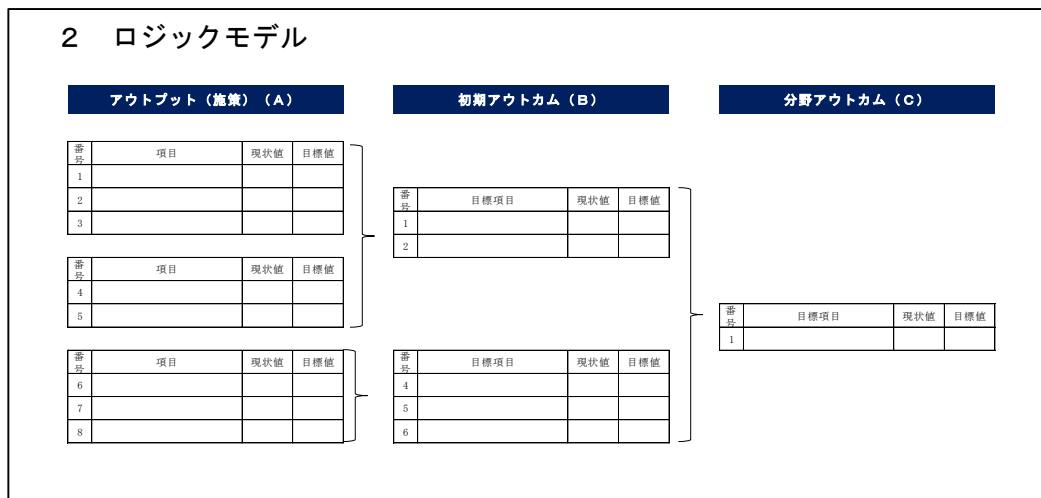
(2)・・・の医療体制の構築

- .....（.....）。
- .....（.....）。

- 最初に箇条書きで【目的】と【施策の方向性】のポイントに記載。
- 【目的】は、ロジックモデルの分野アウトカムと整合を図る。
- 【施策の方向性】は、「1 施策の方向性」の項目に記載。

- 具体的な施策を箇条書きで記載。
- （ ）内に担い手を記載。

# 第8次青森県保健医療計画の策定（案）⑥



- 左から順に「アウトプット（施策）」（施策及び事業の結果）、「初期アウトカム」（住民の健康状況や患者の状態といった成果）、「分野アウトカム」（分野全体における住民の健康状況や患者の状態といった成果）を記載し、指標間の関連性を明らかにする。
- 項目によっては、「初期アウトカム」と「分野アウトカム」の間に「中間アウトカム」の記載がある場合もある。

## アウトプット（施策）

アウトプット（施策）は、個別施策の実施内容及び実施結果を記載する。

**指標の例【例】**

- ・〇〇の普及啓発
- ・〇〇の実施
- ・〇〇医療機関の数
- ・〇〇の設置

## 初期アウトカム

初期アウトカムは、個別施策が達成された状態を記載する。対応する個別施策との関連性を明らかにする。

**指標の例【例】**

- ・〇〇受診率
- ・〇〇の喫煙率
- ・〇〇の接種率

## 分野アウトカム

分野アウトプットは、最終的な目的を記載する（患者・住民の状態）。

**指標の例【例】**

- ・〇〇の罹患率
- ・〇〇の死亡率

# 第8次青森県保健医療計画の策定（案）⑦

## 3 指標一覧

	番号	項目	現状値	目標値	備考
A	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
B	1				
	2				
	3				
	4				

- 指標については、毎年、進捗状況の把握、評価を行うことを考慮し、次のとおりとする。
  - ・構築指針の重点指標を活用。
  - ・更新頻度が高い指標のみを活用。
  - ・分野アウトカム、初期アウトカムに関わり高い指標のみを活用。
  - ・実数のみでわかりにくいものは、必要に応じて率なども記載。
  - ・基本的には、1項目に1指標で評価。

## 4 医療連携体制の圏域

.....  
 .....  
 .....



- 「施策の方向性」の最後に「医療連携体制の圏域」を記載。
- 圏域を設定する理由を記載。
- 今後（第8次計画中間見直し時、第9次計画策定時）、圏域を変更する可能性があるものについて、検討の必要性を記載。

# 第8次青森県保健医療計画の策定（案）⑧

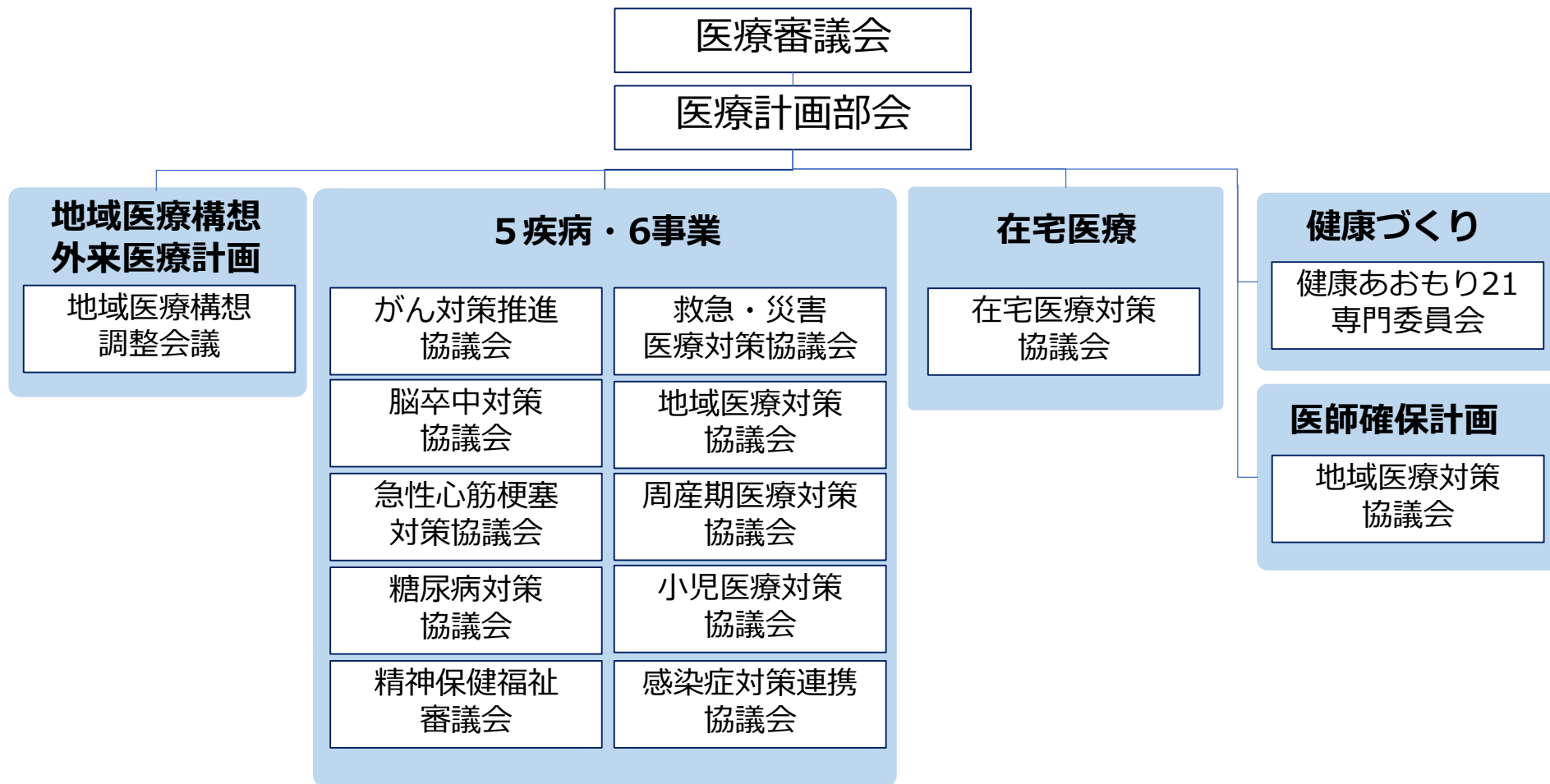
## 【第3 目指すべき医療機能の姿】

○病態・機能ごとの目標と関係者の役割を一覧表の形で記載。

第3 目指すべき医療機能の姿					
	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
機能					
目標					
担い手					
担い手に求められる事項					

# 第8次青森県保健医療計画策定の手順①

## 策定の体制



# 第8次青森県保健医療計画策定の手順②

## 策定のスケジュール

		保健医療計画				
		医療審議会	医療計画部会	5疾病・5事業及び在宅	6事業目 (新興感染症対応)	
R5年度	4～6月		<ul style="list-style-type: none"> <li>●事前通知 5月頃                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・見直しの進め方(案) ・国の指針の内容</li> <li>・構成・策定手順及びスケジュール(案)</li> <li>・二次医療圏(案)の提示</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●5疾病・6事業等に係る各協議会等 5月頃～ (検討内容)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・見直しの進め方</li> <li>・国の指針の内容</li> <li>・各疾病・事業ごとの医療圏の弾力的な設定に係る検討</li> <li>・各疾病・事業ごとの医療連携体制</li> <li>・各疾病・事業ごとの指標・数値目標(指標のロジックを含む)施策 など (各協議会等は3回程度開催)</li> </ul> </li> </ul>		
	7～9月		<ul style="list-style-type: none"> <li>●第1回 計画部会 9月19日 (検討内容)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定の考え方(案)</li> <li>・構成・策定手順・スケジュール</li> <li>・第7次計画の評価</li> <li>・二次医療圏(案)</li> <li>・基準病床数</li> <li>・5疾病・6事業及び在宅医療 など</li> </ul> </li> </ul>			
	10～12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第1回 審議会 10月18日 (検討内容)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・部会の検討状況報告等</li> </ul> </li> <li>●第2回 審議会 12月頃 (検討内容)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・部会の検討状況報告等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第2回 計画部会 11月頃 (検討内容)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・各協議会の検討状況(指標のロジック、医療圏等)</li> <li>・基準病床数の試算</li> </ul> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●新興感染症については、新たに協議会を組織し、予防計画の見直し(県と医療機関との間で、病床、発熱外来等への医療の確保等に関する協定締結に向けた協議を含む)と併せて検討する予定。</li> </ul>	
	1～3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第3回 審議会 3月頃 (検討内容)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療計画案を医療審議会に諮問</li> <li>・答申</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第3回 計画部会 1月頃 (検討内容)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・素案の提示 ・基準病床数(案)決定</li> </ul> </li> </ul>			
R6年度	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p><b>新たな保健医療計画施行</b></p> </div>					<p>令和6年4月1日 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律施行</p>